

令和6年度

緑が丘中学校部活動振興会

総 会 資 料

－ 議案審議・承認内容－

- 1 P.4 令和4年度緑が丘中学校部活動振興会会計・監査報告
- 2 P.11 部活動振興会役員、顧問、コーチ紹介
- 3 P.13 令和6年度 予算(案)

資料

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 令和5年度 事業報告 | P.1 |
| 2 | 令和5年度 会計報告 | P.2 |
| 3 | 監査報告 | P.3 |
| 4 | 緑が丘中学校部活動振興会規約 | P.4・5 |
| 5 | 部活動運営規定 | P.6・7 |
| 6 | 部活動援護基金運用規定 | P.8・9 |
| 7 | 部活動振興会役員、顧問、コーチ紹介 | P.10 |
| 8 | 令和6年度 事業計画(案) | P.11 |
| 9 | 令和6年度 予算(案) | P.12 |

事業報告書

年 月 日	事 業 内 容
令和5年 4月	3日 ○2・3年 部活動開始 7日 ○始業式 12日 ○新入生 部活動紹介 ～18日 ○新年度部活動入部申し込み受付 28日 ○部活動振興会総会(中止)
※4・5月	○各部会(保護者・顧問・外部指導者) ※事前に昼の星・図書室等の予約をすること。
5月	16日 ○部活動集会
6月	6日 ○中総体激励式・事前指導 10日～12日 ○長崎市中中学校総合体育大会 17日～18日 ○長崎市中中学校総合体育大会(水泳) 15日～22日 ○部活動停止(期末テスト)
7月	22日～24日 ○長崎県中総体 ※駅伝練習開始 30日 ○吹奏楽コンクール
8月	30日～31日 ○部活動停止(実力テスト)
9月	○吹奏楽部定期演奏会
9月～12月	○各競技 長崎市中中学校新人大会
10月	5日 ○長崎市中総体 駅伝大会 21日～22日 ○長崎県陸上競技新人大会
10月～2月	○各競技 長崎県中総体新人大会
11月	27日～28日 ○部活動停止(期末テスト)
令和6年 12月29日～1月3日	○部活動停止(年末年始)
1月	10日 ○部活動停止(実力テスト)
2月	8日～15日 ○部活動停止(学年末テスト) 下旬 ○第2回部長会

令和6年3月31日

団体名 長崎市立

緑が丘中

学校 課外クラブ 振興会
部活動

代表者 会長

近藤 孝史

印

令和5年度部活動振興会決算書

収入の部

(単位 円)

項 目	令和5年度予算	令和5年度決算	増 減	摘 要
生徒負担金	898,000	926,000	28,000	4,000円×227名 2,000円×9名
市補助金生徒分	335,900	337,470	1,570	(体育)1,570円×170人=266,900円 (文化)1,570円×32人+1,070円×19人=70,570円
前年度繰越金	787,060	787,060	0	
預 金 利 息	10	8	▲ 2	
そ の 他	0	0	0	
計	2,020,970	2,050,538	29,568	

支出の部

(単位 円)

項 目		令和5年度予算	令和5年度決算	増 減	摘 要
一般 会 計	運 営 費	150,000	121,795	28,205	会計手当・送金手数料・事務用品他
	指 導 費	280,000	265,060	14,940	教職員5,000円×19名 外部指導者15,400円×11名
	大 会 補 助 費	50,000	51,419	▲ 1,419	駅伝補助
	振 興 会 負 担 金	80,000	73,175	6,825	中総体負担金 300円×164名(振込手数料165円) 課外クラブ振興会負担金6,000円(振込手数料55円) 運動部加入生徒および中総体参加選手負担金 @100円×173名(振込手数料55円)
	援護基金積立金	200,000	200,000	0	中総体県・九州・全国大会等出場祝い金等
	小 計	760,000	711,449	48,551	
活 動 補 助 費	バスケット男子	70,000	70,000	0	60,000円(20名) + 2,500円 × 4 名
	バスケット女子	52,000	52,000	0	20,000円 + 2,000円 × 16 名
	バレー女子	42,000	42,000	0	20,000円 + 2,000円 × 11 名
	バドミントン男子	77,500	77,500	0	60,000円(20名) + 2,500円 × 7 名
	バドミントン女子	65,000	65,000	0	60,000円(20名) + 2,500円 × 2 名
	ソフトテニス男子	32,000	32,000	0	20,000円 + 2,000円 × 6 名
	ソフトテニス女子	58,000	60,000	2,000	60,000円(20名)
	サッカー	62,500	72,500	10,000	60,000円(20名) + 2,500円 × 5 名
	陸上競技	50,000	54,000	4,000	20,000円 + 2,000円 × 17 名
	剣道	36,000	36,000	0	20,000円 + 2,000円 × 8 名
	吹奏楽	90,000	90,000	0	60,000円(20名) + 2,500円 × 12 名
	美術	58,000	58,000	0	20,000円 + 2,000円 × 19 名
	小 計	693,000	709,000	16,000	
予 備 費		567,970	0	▲ 567,970	
合 計		2,020,970	1,420,449	▲ 600,521	

総収入 2,050,538

総支出 1,420,449

残 高 630,089

残金は次年度に繰り越し
十八親和銀行(西町支店)

長崎市立緑が丘中学校

令和5年度緑が丘中学校部活動援護基金決算書

長崎市立緑が丘中学校

収 入 の 部	
前年度繰越金	1,498,675
基金積立金(部活動振興会より)	200,000
利息	
計	1,698,675

支 出 の 部	
県中総体参加費(振込手数料55円を含む)	4,555
県中総体奨励費	9,000
計	13,555

収入金額 1,698,675

支出金額 13,555

残 金 1,685,120

次年度へ繰り越し

十八親和銀行 西町支店(普通預金)

監査報告書

令和5年度長崎市立緑が丘中学校部活動振興会および部活動援護基金一般会計における執行状況について監査いたしましたので、その結果を報告いたします。

- 1 監査日時 令和6年4月3日 午後2時
- 2 場 所 緑が丘中学校 1棟1階「昼の星」
- 3 監査結果

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における部活動振興会および部活動援護基金の一般会計における決算について監査した結果、それぞれ適正に執行、処理されていることを認めます。

令和6年4月3日

監査

大塚 伸



監査

杉本 あかね



長崎市立緑が丘中学校部活動振興会規約

第1条 各称および事務局

本会は長崎市立緑が丘中学校部活動振興会と称し、事務局を緑が丘中学校内におく。

第2条 目的

本会は、学校管理下における学校教育活動として、体育・文化的活動を助長して、中学生としての心身の発達をはかるとともに、健全な社会人としての育成に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 部活動振興のための計画・運営に関する事項
- (2) 各部の連絡調整に関する事項
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 会員

本会は本会の目的に賛同する緑が丘中学校生徒の保護者・指導員（教職員・民間指導者）をもって組織する。

第5条 部員

本会の入部資格者は、緑が丘中学校生徒とし、入部に際しては、「入部届」に保護者の誓約書を添えて提出するものとする。

第6条 役員

本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、事務局（事務局長・書記・会計若干名）

各部部長、指導員代表若干名、顧問1名、その他監査2名をおく。

第7条 各部の組織

- (1) 各部は入部した生徒の保護者を持って構成する。
- (2) 各部に部長・副部長・運営委員をおく。
- (3) 各部に顧問教員として教職員を1名以上おく。また、必要に応じて民間指導者をおくことができる。

第8条 役員の任務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 役員会は本会の企画運営にあたる。
- (4) 書記・会計は本会の記録会計事務を行なう。
- (5) 部長は部の活動全般を統括する。
- (6) 顧問は本会活動全般について助言する。
- (7) 監査は本会の会計を監査し、結果を総会において報告する。

第9条 役員の選出

- (1) 会長は緑が丘中学校PTA会長もしくは副会長の兼務とする。
- (2) 副会長は緑が丘中学校PTA会長もしくは副会長数名が兼務し、2名は部活動部長の中から選出する。
- (3) 事務局長は教頭とする。
- (4) 部長は各部の会員で互選する。
- (5) 指導員代表は会長がこれを委嘱する。
- (6) 書記・会計は会長がこれを委嘱する。
- (7) 監査は役員会において、会員の中から選出する。
- (8) 本会の顧問は校長とする。
- (9) 書記・会計は役員会に出席する。

第10条 役員の任期

本会の役員の任期は1カ年とし、再任を妨げない。もし、役員に欠員が生じた場合は役員選出方法にならって補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

第11条 会議

本会に次の会議をおく。

1. 総会 2. 役員会 3. 部長会 4. 部会 5. 指導員会
- (1) 総会は年1回とする。ただし、役員会で必要を認めた場合は会長が招集する。
- (2) 役員会は年3回とする。ただし会長が必要と認めた場合は招集する。
- (3) 部長会は会長が必要と認めたとき招集する。
- (4) 部会は部長が必要と認めたとき招集する。
- (5) 指導員会は会長および顧問が必要と認めた場合招集する。

第12条 会計

- (1) 本会の経費は会費および補助金をあてる。
- (2) 予算は役員の決議を経て総会で承認する。
- (3) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 表彰

表彰規定を別途定め、本会の振興発展に功績が顕著であった者並びにその功績が優秀と認められた者を表彰することとする。

第14条 本校設置部外対応（会員・部員のみなし規定）

本校に未設置の部活動で中総体及び新人大会に出場を希望する生徒への対応は、以下のとおりとする。

- (1) 市中総体に出場を希望する生徒は、呼びかけ期間に申し出て校長から許可を受ける。
- (2) 出場希望生徒で、緑が丘中学校部活動振興会に入会を希望する場合は、入会費を2,000円納入するものとする。
- (3) 出場時の顧問（監督）は、緑が丘中学校職員を臨時的に選定するものとする。
- (4) 入会した生徒の中総体に関わる県大会・九州大会・全国大会出場時の奨励費及び補助金・祝い金は援護基金規約に準じて支払うものとする。

第15条

本会の規約の改廃は役員会・指導員会の議を経て総会で承認する。

附則 昭和49年10月6日より実施

附則 平成9年4月30日より一部改正

附則 平成22年4月30日より一部改正

附則 平成23年4月27日より一部改正（表彰規定の追加）

附則 令和2年4月24日より一部改正（会員・部員のみなし規定）

長崎市立緑が丘中学校部活動運営規定

第1条 部の編制

部の編成は、年度当初とする。ただし、下表の基準人数を1年間下回った部は、翌年度4月から部員募集を停止し、部員がいなくなった時点で廃部とする。

部活名	基準人数 (人)	部活名	基準人数 (人)	部活名	基準人数 (人)
バスケットボール	4人	陸上	3人	ソフトテニス	4人
バレーボール	5人	サッカー	6人	吹奏楽部	3人
バドミントン	2人	剣道	男子2人 女子1人	美術	3人

第2条 入部

(1) 入部を希望するものは、保護者の誓約書(入部届)を提出し、会長の承認を得る。

第3条 場所・施設・設備・用具など

- (1) 場所・施設・設備などは本校のものを借用する。ただし、他の機関の施設などの利用もできる。
- (2) ボールなどの消耗品は部費でまかなう。ただし、各部とも用具が完備するまでは本校用具を借用する。
- (3) ユニホーム・シューズ・ラケット等個人で購入するものは、個人負担とする。

第4条 活動時間

(1) 平日の活動時間は、2時間程度とする。

A日課	夏季時間 (4月～9月)	16:30～18:30
	中間期時間 (10月上旬・2月～3月)	16:30～18:00
	冬季時間 (10月中旬～1月)	16:30～17:30
B日課・BC日課	短学活終了後2時間程度	

※ 完全下校時間は、練習終了時間から15分後には校門を出る。

- (2) 土・日・祝日の練習時間は、8:30～17:30までとし、別途計画表にしたがって活動するものとする。但し、顧問・コーチ・保護者のいずれも不在の場合は、練習を停止する。
- (3) 夜間の社会体育への参加については、帰宅後、保護者の責任下において参加することを原則とする。
- (4) 早朝練習については、必要に応じて計画的に行うこととする。時間帯は7:30～8:00までとし、週3回までの実施を原則とする。早朝練習を実施する際は、校長の許可を得る。

第5条 試合(文化部については、コンクール・作品展に読み替え)

練習試合、招待試合、あるいは競技参加の場合は、部長および指導員は会長に届け出て許可を受けるものとする。

第6条 会費

- (1) 会費は年間一人当たり4,000円(内500円は課外クラブ補助制度会費)とする。
- (2) 納期は部活動説明会後から5月末までとする。
- (3) 会費は原則として返納しないものとする。ただし他の部への移籍については再度会費の納入は必要はないものとする。

第7条 指導員

- (1) 本会の各部の顧問は、長崎市立緑が丘中学校教職員とする。
- (2) 各部活動の外部コーチ(指導員)は、各部保護者会の総意のもと、校長が推薦し、市教委が委嘱した者をあてる。外部コーチの委嘱については、指導員規則に則り、委託期間を1年とし、再選を妨げない。

部活動運営規定の補足

- 1 テスト前などにおける練習休みは次のとおりとする。
 - ・定期テスト(中間、期末、学年末)は前7日間とテスト実施日とする。
 - ・実力テストは前3日間とテスト実施日とする。 *公式戦が近い場合はこの限りではない。

○定期テスト期間中または、テスト前練習停止期間中における大会・コンクール参加(協会・冠大会等)については、保護者承諾のもと、年間2回に限り参加できることとする。ただし、市選抜・県選抜選手に選出された場合はこの限りではない。なお、この間の練習は、1時間程度に留めるものとする。

- 2 下記の場合、校長、教頭、生徒指導主事、各部顧問等で協議し、奉仕活動への参加・部活動への参加停止等を行う場合がある。ただし、各部への措置ではなく、該当生徒への措置・指導に留めるものとする。なお、下記(1)～(3)の行為については、参加停止を原則とするが日数等については、その程度、頻度によって判断するものとする。
 - (1) 暴力行為、またはその指示を行い、人や物に大きな損害を与えた時。
 - (2) 窃盗・飲酒・喫煙等の不良行為をした場合。
 - (3) 眉そり・髪染め・ピアス等の異装等があった場合。
(中体連申し合わせにより原則試合出場停止。文化部においても準ずる。)
 - (4) 部で利用する施設・用具等の管理状態が著しく悪い場合及び下校時間が守れなかった場合。
 - (5) その他、学校の規則を守らなかった場合。(買い食い・飲食・携帯電話持ち込み等)
- 3 部活動における登下校の身なりについて
 - ・平日の部活動終了後は、原則制服に着替えて帰宅すること。
 - ・週末や長期休業中の登下校の服装については、原則的に通学時の服装とするが、学校指定のジャージやその部で揃えたユニホーム・ジャージでも可とする。また、原則として本校規定の補助バッグとする。
- 4 休日及び長期休業中などの食事について
 - ・弁当・補食は持参とし、顧問の指示の下、各部で指定された場所や各自の教室で、短時間で食事をとる。
- 5 清掃について
 - ・清掃、戸締りはいずれも最後に使用した部が責任を持ってあたる。
 - ・体育館…フロアー、更衣室、ゴミ箱 ・運動場…運動場、更衣室、ゴミ箱
 - ・武道場…武道場内外 ・ゴミを捨てる時は、分別して捨てる。
- 6 長期休業中の練習実施について
 - ・長期休業中の校地内における練習は、8:30～16:30 までとし、別途作成の計画表にしたがって活動することとする。ただし、顧問・コーチ・保護者のいずれも不在の場合は、練習を停止する。
 - ・体育館、運動場、テニスコート、武道場など指導者で決定する。
 - ・長期休業中の練習については別に計画する。
 - ・長期休業中の練習は原則として日曜日には活動しない。なお、長期の休養期間を設定する。(学校閉庁日等)
 - ・指導者の代わりに、校長が認めた保護者のもとで実施することができる。
- 7 休業日の活動時間
 - ・週休日は8:30～17:30 とし、3時間程度を基本とする。
- 8 休養日について
 - ・小・中学校においては、学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上とし、家庭の日(毎月第3日曜日)は部活動を実施しない日(ノー部活デー)と位置付ける事。その際、週末に大会等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する事。
【長崎市課外クラブ(部活動)指導の手引き(ガイドライン)】より抜粋
- 9 年間活動計画の作成について
 - ・年度当初に顧問、部長、外部指導者で話し合って年間活動計画を作成すること。
- 10 合宿・強化練習会の実施について
 - ・宿泊を伴う合宿・強化練習会については、事前に所定の様式にて、学校長あて届け出て承認を得るものとする。なお、顧問の同行を原則とする。
- 11 県大会・九州大会・全国大会への出場支援について
 - ・県大会以上の各種大会出場にかかわる支援については、緑が丘中学校部活動援護基金を設立し、その規定に則り運用するものとする。

附則 平成13年 9月19日 一部改正	附則 平成14年 4月 1日 一部改正
附則 平成16年 4月 1日 一部改正	附則 平成25年 2月26日 一部改正
附則 平成26年 2月27日 一部改正	附則 平成26年 5月22日 一部改正
附則 平成28年 4月26日 一部改正	附則 平成30年 4月27日 一部改正
附則 平成31年 4月24日 一部改正	附則 令和 2年 4月24日 一部改正
附則 令和 3年 5月 6日 一部追記	

長崎市立緑が丘中学校部活動援護基金運用規定

- I 目的** 本基金は、中総体及び各種大会の県大会・九州大会・全国大会への参加（移動費・宿泊費・参加費等）を円滑に行うための基金である。
- II 対象** ①本基金は、本校設置の部活動（部員及び外部コーチ）に適用される。
②本校部活動設置外で、中総体実施種目の場合は、準会員として個人加入した生徒に適用される。

III 各種大会運用規定

1. 中学校総合体育大会について

県大会	①エントリー選手の移動費・宿泊費は市教委（市中体連事務局）より支給。 ②顧問は、県費負担の出張のため、補助対象外とする。 ③外部コーチの移動については、基本的に市教委借上バス利用。宿泊費については、市教委からの補助金がない場合は、援護基金より実費を負担する。 ④援護基金から、エントリー選手1人に対して、奨励費1,000円を支給する。 ＊応援で参加する部員についての補助は一切行わない。（各部対応）
九州大会	①エントリー選手については、大会参加規程に基づき、顧問が事前に見積書を提出し、前払い金として全額支給する。（交通費及び宿泊費） ②顧問は、県費負担の出張のため、補助対象外とする。 ③外部コーチの交通費・宿泊費については、市教委からの補助金（実費の65%）との差額を本基金から負担する。 ④出場祝い金として、個人3,000円、団体20,000円を支給する。 ⑤市・県中体連及び市教委から支給される補助金は、援護基金への歳入とする。 ◆現地での移動費・昼食代・飲料代等は補助せず、出場祝い金をこれにあてるものとする。
全国大会	①エントリー選手については、大会参加規程に基づき、顧問が事前に見積書を提出し、前払い金として全額支給する。（交通費及び宿泊費） ②顧問は、県費負担の出張のため、補助対象外とする。 ③外部コーチの交通費・宿泊費については、市教委からの補助金（実費の65%）との差額を本基金から負担する。 ④出場祝い金として、個人5,000円、団体30,000円を支給する。 ⑤市・県中体連及び市教委から支給される補助金は、援護基金への歳入とする。 ◆現地での移動費・昼食代・飲料代等は補助せず、出場祝い金をこれにあてるものとする。

2. 中学校総合体育大会新人大会について

県大会	①エントリー選手については、長崎市「社会体育振興奨励金」を顧問が申請し、援護基金からは支給しない。（一人あたり1,000円の奨励金） ②監督・コーチについても上記①の奨励金を充てる。 ③その他の補助・奨励費は、本基金からの負担は一切しない。
九州大会	①エントリー選手については、長崎市「社会体育振興費補助金」を顧問が申請し、援護基金からは支給しない。（一人あたり5,000円の補助金） ②顧問は、県費負担の出張のため、補助対象外とする。 ③外部コーチの交通費・宿泊費については、市教委からの補助はないため、実費を本基金から負担する。 ④出場祝い金として、中総体に準じ、個人3,000円、団体20,000円を支給する。 ◆現地での移動費・昼食代・飲料代等は補助せず、出場祝い金をこれにあてるものとする。

3. 競技団体主催の大会について

- ①原則、本基金の対象外とし、全額自己負担とする。
- ②県大会以上の大会に出場する場合は、長崎市「社会体育振興費補助金」を保護者または顧問が申請する。
- ③県選抜選手として、全国大会に出場する場合については、1名につき10,000円の祝い金を支給する。

4. 吹奏楽部への対応について

◆運動部と文化部（吹奏楽部）の市教委等からの補助金の差異について

- ①中体連主催の九州・全国大会については、年度末に市教委・中体連事務局等より実費の7割程度が還元されるが、吹奏楽部の場合は還元金は一切ない。
- ②吹奏楽部が九州・全国大会に出場する場合は、移動費及び楽器運搬費については、実費が補助されるが、宿泊費は受益者負担となっている。九州管内の場合は、そのほとんどが貸切バス代となっている現状がある。

上記の2点を踏まえ、吹奏楽部の対応については、下記のとおりとする。

県大会	①県南大会を経て県大会に出場する場合は、運動部同様、奨励費として部員1人あたり1,000円を支給する。 ②顧問は、県費負担の出張のため、補助対象外とする。 ③外部コーチの移動・宿泊については、吹奏楽部対応とする。
九州大会	①移動費及び楽器運搬費については、市教委補助金（実費）をあてる。宿泊費については、市教委の補助対象外のため、1人あたり3,000円を補助する。 ②顧問は、県費負担の出張のため、補助対象外とする。 ③外部コーチの宿泊費については、本基金から負担する。 ④出場祝い金として、 <u>20,000円</u> を支給する。
全国大会	①移動費及び楽器運搬費については、市教委補助金（実費）をあてる。宿泊費については、補助対象外のため、1人あたり3,000円を補助する。 ②顧問は、県費負担の出張のため、補助対象外とする。 ③外部コーチの宿泊費については、本基金から負担する。 ④出場祝い金として、 <u>30,000円</u> を支給する。

5. 美術部への対応について

- ①県大会同等とみなされる「子ども県展」及び「全国教育美術展県審査」に入賞した場合は、運動部同様、奨励費として1人1,000円を支給する。
- ②文部大臣賞等、九州・全国レベルの展覧会・コンクールに入賞した場合は、入賞祝い金として、3,000円を支給する。

部員減少に伴う活動補助費の見直しについて（案）

○部員数減少に伴い、従来の活動補助費の分配方法では、協会への登録費も不足する部活動もある。そこで、部活動振興会として、すべての部活動の運営円滑化を図るため、下記のように分配方法を見直すものとする。

<案>

すべての部活動に基礎金額 10,000 円を設定し、部員 1 人あたり 2,000 円分配する。

部活動 $14 \times 10,000 \text{ 円} = 140,000 \text{ 円}$
 生徒 1 人あたり $2,000 \text{ 円} \times 240 \text{ 人} = 480,000 \text{ 円}$

活動費合計 620,000 円（上記活動補助費とほぼ同額）

	令和元年度	令和2年度	差 額
部員 2 名	5000 円 (2500×2)	14000 円 (1 万+2000×2)	+9000 円
部員 10 名	25000 円 (2500×10)	30000 円 (1 万+2000×10)	+5000 円
部員 20 名	50000 円 (2500×20)	50000 円 (1 万+2000×20)	±0 円

◆運用規定改正に伴う諸会議の流れ

- ①原案検討会・・・3月下旬までに開催（会長・事務局長・事務局・顧問）
- ②職員会議・・・4月当初の職員会議で、事務局長より職員に改正の趣旨を説明・周知
- ③振興会役員・部長会・・・4月の早い時期に、全部活動に周知。
 （臨時休校のため延期） 部活動入部届手続きまでに完了することが望ましい。
- ④部活動振興会総会・・・改正を決議。
 （部長会）

令和6年度 部活動振興会役員、顧問、コーチ紹介

会長		近藤 孝史
副会長	(男子バドミントン 部)	
副会長	(剣 道 部)	
振興会顧問		高橋 正樹
事務局長		下田 哲也
事務員		吉村 千鶴美
監査	(陸 上 部)	
監査	(サッカー 部)	
事務局担当		吉田 武史
陸上部	顧 問	中野 浩一
	顧 問	中ノ瀬 伸一
男子バスケットボール部	顧 問	西田 英司
	顧 問	濱屋 光
女子バスケットボール部	顧 問	林田 美世
	顧 問	黒川 絵理
	コ ー チ	藤本 悠吾
剣道部	顧 問	久間 善文
	コ ー チ	一入 伸一
男子ソフトテニス部	顧 問	野口里美
	顧 問	今井 なみ
	コ ー チ	百武 直幸
女子ソフトテニス部	顧 問	武田 志穂
	顧 問	青木 裕成
	コ ー チ	田栗 勝美
	コ ー チ	宮原 俊夫
サッカー部	顧 問	市瀬 智嗣
	顧 問	松本 崇介
	コ ー チ	香月 拓馬
	コ ー チ	福島 佳晃
男子バドミントン部	顧 問	吉田 朋司
	顧 問	松尾 小百合
	コ ー チ	中田 祐樹
女子バドミントン部	顧 問	今道 愛子
	顧 問	森川 ちえみ
	コ ー チ	本山 優子
女子バレーボール部	顧 問	吉田 武史
吹奏楽部	顧 問	笹山 貴子
	顧 問	本村 美帆
美術部	顧 問	高原 清和

※副会長、監査は各部輪番。
下記順番で担当する。

1	剣道
2	陸上
3	サッカー
4	男子ソフトテニス
5	女子ソフトテニス
6	吹奏楽
7	美術
8	男子バスケット
9	女子バスケット
10	バレー女子
11	女子バドミントン
12	男子バドミントン

R6

R6

R6

R7

R7

R7

R7

R8

R8

R8

R8

R6

令和6年度

◎副会長

12	男子バドミントン
1	剣道

◎監査

2	陸上
3	サッカー

令和6年度 事業計画書(案)

年 月 日			事業内容
令和6年	4月	1日 8日 11日 ～17日 26日	○2・3年 部活動開始 ○始業式 ○新入生 部活動紹介 ○新年度部活動入部申し込み受付 ○部活動振興会総会
	※4・5月		○各部会（保護者・顧問・外部指導者） ※事前に昼の星・図書室等の予約をすること。
	5月	14日	○部活動集会
	6月	4日 8日～10日 15日～16日 13日～21日	○中総体激励式・事前指導 ○長崎市中学校総合体育大会 ○長崎市中学校総合体育大会（水泳） ○部活動停止（期末テスト）
	7月	21日～23日	○長崎県中総体 ※駅伝練習開始
	8月	～ 28日～29日	○吹奏楽コンクール ○九州中学校体育大会 ○全国中学校総合体育大会 ○長崎県陸上競技新人大会 ○部活動停止（実力テスト）
	9月		○吹奏楽部定期演奏会
	9月～12月		○各競技 長崎市中学校新人大会
	10月	3日	○長崎市中総体 駅伝大会
	10月～2月		○各競技 長崎県中総体新人大会
	11月	18日～26日	○部活動停止（期末テスト）
	12月	29日～1月3日	○部活動停止（年末年始）
令和6年	1月	6日～9日	○部活動停止（実力テスト）
	2月	6日～14日 下旬	○部活動停止（学年末テスト） ○部長会

令和6年度部活動振興会予算(案)

収入の部

長崎市立緑が丘中学校

項 目	令和5年度予算	令和6年度予算	増 減	摘 要
生徒負担金	898,000	796,000	▲ 102,000	4,000円×199名
市補助金生徒分	335,900	305,430	▲ 30,470	(体育)1,570円×156人=244,920円 (文化)1,570円×29人+1,070円×14人=60,510円
前年度繰越金	787,060	630,089	▲ 156,971	
預 金 利 息	10	8	▲ 2	
そ の 他	0	0	0	
計	2,020,970	1,731,527	▲ 289,443	

支出の部

項 目		令和5年度予算	令和6年度予算	増 減	摘 要
一 般 会 計	運 営 費	150,000	150,000	0	会計手当・事務用品代他
	指 導 費	280,000	280,000	0	教職員 5,000円×21名 外部指導者 15,400円×9名 その他
	大会補助費	50,000	80,000	30,000	駅伝補助
	振興会負担金	31,000	55,200	24,200	課外クラブ振興会負担金6,000円 中総体負担金 300円×164名 その他負担金の振込手数料等
	援護基金積立金	200,000	200,000	0	基金へ支出 中総体県・九州・全国大会等出場必要経費負担
	小 計	711,000	765,200	54,200	
活 動 補 助 費	バスケット男子	70,000	67,500	▲ 2,500	(人数) (算出式) 23名 60,000 円 + 2,500 円 × 3 名
	バスケット女子	52,000	40,000	▲ 12,000	10名 20,000 円 + 2,000 円 × 10 名
	バレー女子	42,000	46,000	4,000	13名 20,000 円 + 2,000 円 × 13 名
	バドミントン男子	77,500	54,000	▲ 23,500	17名 20,000 円 + 2,000 円 × 17 名
	バドミントン女子	65,000	56,000	▲ 9,000	18名 20,000 円 + 2,000 円 × 18 名
	ソフトテニス男子	32,000	46,000	14,000	13名 20,000 円 + 2,000 円 × 13 名
	ソフトテニス女子	58,000	44,000	▲ 14,000	12名 20,000 円 + 2,000 円 × 12 名
	サ ッ カ ー	62,500	62,500	0	21名 60,000 円 + 2,500 円 × 1 名
	陸上競技	50,000	70,000	20,000	24名 60,000 円 + 2,500 円 × 4 名
	剣 道	36,000	30,000	▲ 6,000	5名 20,000 円 + 2,000 円 × 5 名
	吹 奏 楽	90,000	82,500	▲ 7,500	29名 60,000 円 + 2,500 円 × 9 名
	美 術	58,000	48,000	▲ 10,000	14名 20,000 円 + 2,000 円 × 14 名
	小 計	693,000	646,500	▲ 46,500	入会数合計 199名
予 備 費		616,970	319,827	▲ 297,143	
合 計		2,020,970	1,731,527	▲ 289,443	

※活動補助費について、部員数21名以上の場合は、60,000円(20,000円+2,000円×20名)+2,500円×(部員数-20名)を支給するものとする。

※活動補助費のうち10,000円は登録料等の支払いに充て、10,000円は顧問、コーチの学校外での試合、遠征時の交通費の補助として支給する。